

名古屋港管理組合公報

令和2年3月31日
(火曜日)
号外第7号

目次

○給与条例の一部を改正する条例 1

条 例

給与条例の一部を改正する条例を公布する。
令和二年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第一号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「支給する時期ごとの割合は、千分の九百二十五」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の九百二十五、十二月に支給する場合においては千分の九百七十五」に、「千分の千二百二十五」を「六月に支給する場合においては千分の千二百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千二百七十五」に改める。

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が定めるもの（以下「行九級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第九条第三項中「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に改め、「六千五百円」の下に「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が定めるもの（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）」を加え、「同項第二号」を「前項第二号」に改める。

第十条第一項各号列記以外の部分中「扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「ある場合」の下に「（行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合）」を加え、同項第一号中「場合」の下に「（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「至つた場合」の下に「及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同条第二項中「扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なつた日」の下に「（行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日）」を加え、「前項」を「同項」に、「受けている」を「支給されている」に改め、「死亡した日」の下に「（行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日）」を、「扶養親族」の下に「（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第三項中「これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの事実」を「その事実」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を支給されている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を支給されている職員の扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級職員等が行九級職員等以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級職員等以外のものが行九級職員等となつた場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級職員等以外のものが行八級職員等となつた場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第二十一条の二第三項中「割合は、六月に支給する場合においては千分の九百二十五、十二月に支給する場合においては千分の九百七十五」を「支給する時期ごとの割合は、百分の九十五」に、「六月に支給する場合においては千分の千

二十五、十二月に支給する場合においては千分の千七百七十五」を「百分の百十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第六項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「改正後の特別職条例」という。）の規定は、令和元年十二月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 3 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与条例第九条第一項ただし書並びに第十条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、同条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八级以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第二号中「場合（行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級職員等から行九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級職員等以外の職員から行九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第二号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級職員等が行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等が行八级以上職員等」と、同項第六号中「行八級職員等及び行九級職員等」とあるのは「行八级以上職員等」と、「が行八級職員等」とあるのは「が行八级以上職員等」とする。

(給与の内払)

- 4 第一条の規定による改正前の給与条例又は附則第六項の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例又は改正後の特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 6 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十一条第三項中「」の下に「支給する時期」との割合は、」を加え、「千分の千六百七十五」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の千六百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千七百二十五」に改める。